

消 防 予 第 458 号  
平成 27 年 11 月 13 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 部 長  
東京 消防 庁 ・ 政 令 指 定 都 市 消 防 長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」の  
一部改正について (通知)

電気を熱源とし、一般家庭で使用される調理用の設備及び器具とグリスフィルターとの火災予防上安全な距離 (以下「離隔距離」という。) については、「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」 (平成 26 年 3 月 14 日付消防予第 75 号。以下「75 号通知」という。) により示しているところです。

本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」 (平成 27 年総務省令第 93 号。以下「93 号省令」という。) が公布されたことに伴い、75 号通知を下記のとおり改正することとしました。

東京消防庁・政令指定都市消防長におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 93 号省令の公布に伴う改正について

75 号通知の一部を次のように改正する。

第 2 の「(注 3) 対象火気省令別表第 2 に掲げる種別のもの及び定格消費電力が 4.8KW を超え 5.8KW 以下の電磁誘導加熱式調理器 (一口当たり 3KW 以下) のうち、同省令第 5 条第 3 号又は第 20 条第 3 号に規定する離隔距離が、同省令別表第 2 「電磁誘導加熱式調理器」の欄に掲げる距離と同等であるものに限る。」を削除し、「(注 3)」を「(注 2)」に、「(注 4)」を「(注 3)」にそれぞれ改める。

(問い合わせ先)

消防庁予防課予防係 齋藤、岡

T E L 03-5253-7523

F A X 03-5253-7533

「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」（平成 26 年 3 月 14 日付け消防予第 75 号）新旧対照表

改正後			現行		
第2 グリスフィルターとの離隔距離			第2 グリスフィルターとの離隔距離		
グリスフィルター	レンジフードファン附属のグリスフィルター（注1）	左記以外のもの	グリスフィルター	レンジフードファン附属のグリスフィルター（注1）	左記以外のもの
電気こんろ（注2） 電気レンジ（注2） 電磁誘導加熱式調理器（注2） （特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く）	80 cm以上	100 cm以上	電気こんろ（注2） 電気レンジ（注2） 電磁誘導加熱式調理器（注2） （特定安全電磁誘導加熱式調理器を除く）	80 cm以上	100 cm以上
特定安全電磁誘導加熱式調理器（注2）	60 cm以上（注3）		特定安全電磁誘導加熱式調理器（注3）	60 cm以上（注4）	
（注1）略 （注2）略 （注3）各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。			（注1）略 （注2）略 （注3）対象火気省令別表第2に掲げる種別のもの及び定格消費電力が4.8KWを超え5.8KW以下の電磁誘導加熱式調理器（一口当たり3KW以下）のうち、同省令第5条第3号又は第20条第3号に規定する離隔距離が、同省令別表第2「電磁誘導加熱式調理器」の欄に掲げる距離と同等であるものに限る。		
			（注4）各住戸の厨房用ダクトが単独排気方式である場合に限り適用する。		